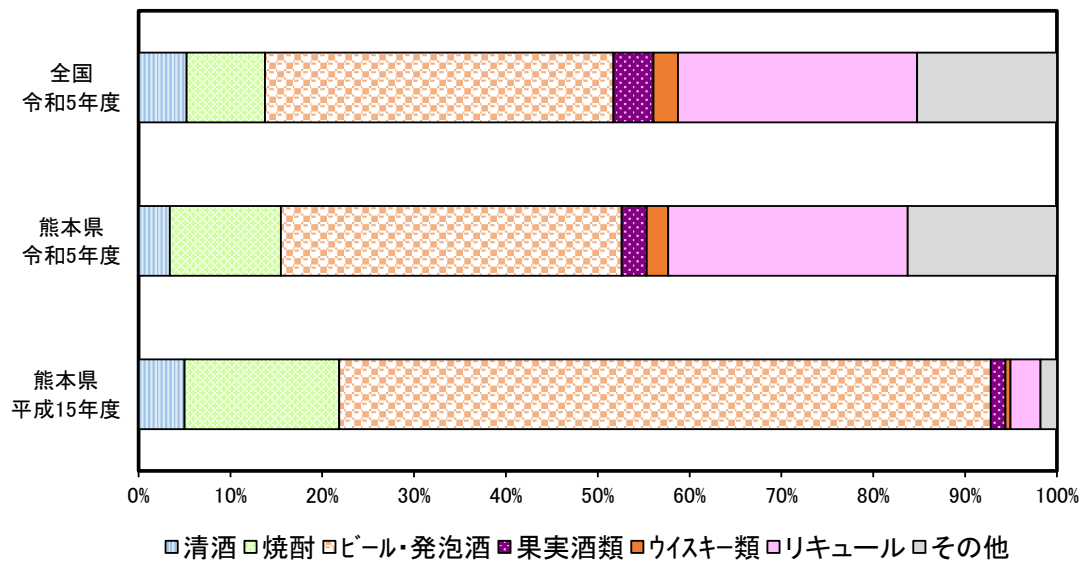


酒類別消費量の構成比(令和5年度)



※「その他」には、みりん、原料用アルコール・スピリッツが含まれる

解 説

【概要】

令和5年10月1日から酒税法改正により、「第三のビール」は「発泡酒」に含まれることとなった。

令和5年度の熊本県の酒類消費量は105,616kLで、前年度から33kL増加した。酒類ごとの内訳をみると、「ビール・発泡酒」の消費が増加し、「リキュール」の消費が減少しており、酒税法改正の影響がうかがえる。

本県の特徴としては、全国に比べ「焼酎」の占める割合が大きく、全国8.5%に対し12.1%となっている。反面、「清酒」「果実酒類」の割合が小さく、清酒は全国5.2%に対し3.4%、果実酒類は全国4.4%に対し2.7%である。

酒類消費動向を20年前の平成15年と比較すると、「清酒」、「焼酎」、「ビール・発泡酒」が5割近く減少した一方、それ以外の酒類、特に「リキュール」が大きく増加している。

○酒類消費（販売）数量

調査年度1年間における酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。なお、全国計に、沖縄県分は含まれていない。

○千人当たりビール・発泡酒消費量

ビール・発泡酒年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

○千人当たり清酒消費量

清酒及び合成清酒年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

○千人当たり焼酎消費量

焼酎年間消費量÷人口（20歳以上）×1,000

※酒税法改正等により平成15年度とは分類が異なる可能性があるため、単純比較できない点に注意が必要

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
国税庁資料	令和5年度	毎年